

医政総発0331第7号  
平成28年3月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)

平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）の一部改正について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の一部の施行に伴い、本日付で、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成28年厚生労働省告示第156号。以下「整備告示」という。）が公布され、平成28年4月1日から適用されます。

整備告示において、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）（以下「広告告示」という。）の一部が改正されました。広告告示の改正の内容及び留意点については下記のとおりですので、御了知の上、医療機関、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

#### 記

- （1）医療法（昭和23年第205号）第6条の5第1項第11号に規定する、病院又は診療所において提供される医療の内容に関する広告が可能な事項について、広告告示第2条第2号の「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）に規定する検査、手術その他の治療の方法」が「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）」



- に規定する検査、手術その他の治療の方法」と改められたこと。
- (2) これにより、従前の評価療養又は選定療養に加え、患者申出療養についても、その内容を説明し、広告することが可能となること。
- (3) また、これらの広告については、従前の評価療養及び選定療養と同様、その内容、制度、負担費用等についても、併せて示すことが望ましいこと。

以上

(参考)

厚生労働省 患者申出療養の概要について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114800.html>

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048